

平成25年度奈良県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導結果について

食品衛生法第24条第1項の規定により定めた平成25年度奈良県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導の実施結果について下記のとおり概要を取りまとめましたので公表します。なお、本結果の対象は奈良市を除く奈良県内全域で、実施期間は平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間です。

1 監視指導体制及び監視指導対象施設について

食品衛生法第30条第1項に規定する食品衛生監視員、と畜場法第19条第1項に規定すると畜検査員及び食鳥処理の事業の規定及び食鳥検査に関する法律第39条第1項に規定する食鳥検査員の任命・指定状況については、表1のとおりです。また、食品に係る試験検査体制の状況及び各保健所別監視指導対象施設の状況については、表2及び表3のとおりです。

表1 食品衛生監視員・と畜検査員・食鳥検査員の配置状況

実施機関	担当課	担当係	食品衛生監視員	食鳥検査員	と畜検査員
郡山保健所	衛生課	食品衛生係 獣疫衛生係	8名 (内4名兼務)	2名 (兼務)	2名 (兼務)
葛城保健所	衛生課	食品衛生係 獣疫生活衛生係	8名 (内5名兼務)	2名 (兼務)	2名 (兼務)
桜井保健所	衛生課	食品・生活衛生係	13名 (内9名兼務)	8名 (兼務)	8名 (兼務)
吉野保健所	衛生課	食品・獣疫生活衛生係	4名 (内4名兼務)	1名 (兼務)	1名 (兼務)
内吉野保健所	地域生活課	地域生活係	4名 (内4名兼務)	1名 (兼務)	1名 (兼務)
保健所			37名 (内26名兼務)	14名 (兼務)	14名 (兼務)
食品衛生検査所	市場食品検査課	市場食品検査係	4名 (内1名兼務)	1名 (兼務)	1名 (兼務)
	食肉検査課	第一係 第二係	8名 (兼務)	8名 (兼務)	8名 (兼務)

表2 食品に係る試験検査体制の状況

実施機関	担当課等	試験検査の実施内容
保健研究センター	食品化学チーム 生活化学チーム	食品添加物、残留農薬・動物用医薬品等の理化学検査等
	ウイルス・疫学情報チーム 細菌チーム	ウイルス、食中毒菌等の微生物検査等
	食肉検査課	食肉中の微生物及び動物用医薬品の検査等
食品衛生検査所	市場食品検査課	食品添加物等の理化学検査及び食中毒菌等の微生物検査等

表3 各保健所別監視指導対象施設の状況

実施機関	食品衛生法関係	施設数	食鳥処理法関係	施設数
郡山保健所	許可	4,919	(内小規模認定)	5
	届出	4,859		(4)
葛城保健所	許可	3,602	(内小規模認定)	6
	届出	2,643		(6)
桜井保健所	許可	4,733	(内小規模認定)	8
	届出	5,232		(8)
吉野保健所	許可	1,263	(内小規模認定)	2
	届出	1,620		(2)
内吉野保健所	許可	874	(内小規模認定)	2
	届出	1,047		(2)
合計	許可	15,391	(内小規模認定)	23
	届出	15,401		(22)

(ただし、休止施設を除く)

2 監視指導結果について

(1) 食品等事業者に対する監視指導の実施状況

食品衛生法第30条第2項の規定に基づき表3の対象施設（許可施設：15, 391施設、届出施設：15, 401施設）に対する立入検査の実施状況は、表4-1及び表4-2のとおりです。

表4-1 許可を要する施設に対する監視指導の状況

業 種		監視回数(回/年) A	施設 B	監視数 C	監視率(%) C/(A×B)×100
法違反等行政処分施設	平成23・24年度における食中毒発生施設	2.0	9	15	83.3
	平成24年度に行政処分を受けた施設	2.0	4	5	62.5
従業員30名以上の大規模広域流通食品製造・加工施設		2.0	42	124	147.6
生食用食肉を加工・調理する施設		2.0	0	0	-
ふぐを処理する施設		1.0	179	122	68.2
許 可 を 要 す る も の	一般食堂・レストラン等	0.5	3,810	1,825	95.8
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	2.0	43	49	57.0
	仕出し屋・弁当屋	1.0	744	645	86.7
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	2.0	27	94	174.1
	旅館・ホテル	1.0	256	243	94.9
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	2.0	4	11	137.5
	簡易宿所	0.5	124	54	87.1
	その他	適宜	2,891	1,306	225.9
	《簡易》飲食店営業	適宜	1,059	171	80.7
	菓子（パンを含む）製造業	1.0	1,173	935	79.7
	菓子（パンを含む）製造業（小分け包装のみの製造に限る）	適宜	32	8	125.0
	《簡易》菓子製造業	適宜	85	10	58.8
	乳処理業	1.0	1	5	500.0
	特別牛乳さく取処理業	0.5	0	0	-
	乳製品製造業	1.0	3	9	300.0
	集乳業	0.5	1	0	0.0
	魚介類販売業	0.5	565	1,198	424.1
	〃 (調理加工を行わない魚介類の販売に限る)	適宜	339	118	174.0
	魚介類せり売り営業	2.0	2	143	3,575.0
	魚肉ねり製品製造業	1.0	6	11	183.3
	食品の冷凍又は冷蔵業	1.0	33	72	218.2
	缶詰又は瓶詰食品製造業	1.0	47	22	46.8
	喫茶店営業	0.5	86	48	111.6
	《簡易》喫茶店営業（自動販売機を除く）	0.5	32	6	37.5
	〃 (自動販売機)	適宜	376	68	90.4
	あん類製造業	1.0	6	7	116.7
	アイスクリーム類製造業	1.0	86	122	141.9
	〃 (HACCP施設)	2.0	2	7	175.0
	乳類販売業	0.5	1,651	892	108.1
	食肉処理業	1.0	56	69	123.2
	食肉販売業	0.5	498	776	311.6
	〃 (調理加工を行わない包装食肉のみの販売に限る)	適宜	505	170	168.3
	食肉製品製造業	1.0	12	26	216.7
乳酸菌飲料製造業	1.0	0	0	-	
食用油脂製造業	1.0	2	4	200.0	
マーガリン又はショートニング製造業	1.0	0	0	-	
みそ製造業	1.0	53	37	69.8	
醤油製造業	1.0	22	23	104.5	
ソース類製造業	1.0	11	7	63.6	
酒類製造業	0.5	35	19	108.6	
豆腐製造業	1.0	76	90	118.4	
納豆製造業	0.5	1	0	0.0	
めん類製造業	1.0	134	82	61.2	
〃 (小分け包装のみの製造に限る)	適宜	35	29	414.3	
そうざい製造業	1.0	201	359	178.6	
添加物（法第11条第1項）製造業	1.0	16	10	62.5	
食品の放射線照射業	0.5	0	0	-	
清涼飲料水製造業	1.0	34	35	102.9	
冰雪製造業	適宜	2	3	750.0	
冰雪販売業	適宜	13	2	76.9	
移 動 業 種	飲食店	適宜	94	9	47.9
	菓子製造業	適宜	22	3	68.2
	魚介類販売業	適宜	52	3	28.8
	喫茶店営業	0.5	0	0	-
	乳類販売業	0.5	9	1	22.2
	食肉販売業	適宜	22	1	22.7
	アイスクリーム製造業	1.0	2	0	0.0
計			15,391	9,837	128.7

※監視回数が適宜の業種については、便宜上0.2回/年で監視率の算出をしています。

表4-2 許可を要しない施設に対する監視指導の状況

	業種	監視回数(回/年)	施設	監視数	監視率(%)	
		A	B	C	C/(A×B)×100	
許可を要しない	給食施設	学校	0.5	100	9	18.0
		〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	1.0	36	39	108.3
		病院・診療所	0.5	66	25	75.8
		〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	1.0	17	11	64.7
		事業所	0.5	104	3	5.8
		〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	1.0	3	0	0.0
		社会福祉施設	0.5	449	34	15.1
		〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	1.0	6	3	50.0
		その他	0.5	227	2	1.8
		乳搾取業	適宜	97	0	0.0
いもの	GPセンター	0.5	6	16	533.3	
	食品製造業	適宜	1,204	336	139.5	
	野菜果物販売業	適宜	2,354	993	210.9	
	そうざい販売業	適宜	1,298	608	234.2	
	菓子(パンを含む)販売業	適宜	3,435	742	108.0	
	食品販売業(上記以外)	適宜	5,487	956	87.1	
	添加物(法第11条第1項を除く)の製造業	適宜	4	0	0.0	
	添加物の販売業	適宜	195	61	156.4	
	氷雪採取業	適宜	0	0	-	
	器具・容器包装・おもちゃの製造・販売業	適宜	313	157	250.8	
計			15,401	3,995	117.0	

※監視回数が適宜の業種については、便宜上0.2回/年で監視率の算出をしています。

- (2) と畜検査の実施状況
と畜場法第14条の規定に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査の実施状況は、表5のとおりです。

表5 と畜検査の実施状況

獣畜の種類	牛			とく※	馬	豚	めん羊	山羊	合計
	肉用	乳用	小計						
検査頭数	2,246	721	2,967	2	17	7,864	4	0	10,854
処分頭数	とさつ・解体禁止			0	0	0	0	0	0
	全部廃棄			30	0	9	0	0	39
	一部廃棄			1,675	2	10	7,155	1	0

※「とく」: 1歳未満の仔牛

- (3) BSE・TSEスクリーニング検査の実施状況
牛海綿状脳症対策特別措置法第7条及びと畜場法第14条の規定に基づくと畜場における牛海綿状脳症(BSE)・伝達性海綿状脳症(TSE)スクリーニング検査の実施状況は、表6-1及び表6-2のとおりです。
なお、BSEスクリーニング検査については、我が国のBSE清浄国復帰に伴って関係省令等が改正され、平成25年4月に法定検査の対象月齢が21か月齢以上から30か月齢超へと緩和されました。さらに、同年7月からは同様に48か月齢超へと再緩和され、これに伴って全国一斉に自主検査も廃止されました。

表6-1 牛海綿状脳症(BSE)スクリーニング検査の実施状況

区分	法定検査		参考) 自主検査	合計
	H25年7月以降	H25年6月以前		
牛の月齢	48か月齢超	30か月齢超	30か月齢以下	
検査頭数	471	568	179	1,218
陽性頭数	0	0	0	0
陰性頭数	471	568	179	1,218

表6-2 伝達性海綿状脳症(TSE)スクリーニング検査の実施状況

獣畜の種類	めん羊	山羊	合計
検査頭数	4	0	4
陽性頭数	0	0	0
陰性頭数	4	0	4

(4) 食鳥検査の実施状況

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条の規定に基づく大規模食鳥処理場における食鳥検査の実施状況は、表7のとおりです（県内唯一であった大規模食鳥処理場が平成25年10月をもって廃止されたため、表7にはこれ以前の検査羽数を記載しています。）。

表7 食鳥検査の実施状況

食鳥の種別		ブロイラー	成鶏	合計
検査羽数		1,190	22,736	23,926
処分羽数	とさつ等禁止	0	43	43
	全部廃棄	0	126	126
	一部廃棄	0	25	25

(5) 食品等の収去検査の実施状況

食品衛生法第28条の規定に基づき実施した収去検査の実施状況については、表8-1、表8-2のとおりです。

表8-1 収去検査の実施状況（検査種類別）

検査の種類	対象食品	検体数 (延数)	違反検体数	
			食品衛生法の成分規格、使用基準等	衛生規範、指導基準、その他
理化学検査	そうざい、菓子、冷凍食品、乳・乳製品、アイスクリーム類、清涼飲料水、めん類、油揚げ、漬物、調味料、輸入食品、輸入柑橘、食鳥肉、卵、食肉製品、生食用貝類、魚肉練り製品、魚介乾製品、魚卵	115	0	1 (油揚げ)
微生物検査	乳・乳製品、アイスクリーム類、清涼飲料水、生食用食肉、生食用鮮魚介類、卵、食肉製品、魚肉練り製品、めん類、菓子、漬物、弁当、仕出し、そうざい、給食、豆腐、カットフルーツ	779	1 (食肉製品)	38 (旅館、弁当、仕出し屋、そうざい、一夜漬け、菓子、豆腐)
残留農薬検査	農産物、輸入加工食品、食鳥肉、食鳥卵	132	1 (海老芋)	0
食物アレルギー検査	加工食品	7	0	0
遺伝子組換え食品検査	加工食品	10	0	0
放射性物質検査	農林畜水産物、生鮮食品、加工食品	99	0	0
県内農産物の残留農薬モニタリング検査	県内農産物	97	0	0

表8-2 収去検査の実施状況（食品等分類別）

食品等分類	予定数	検査区分	保健所収去				市場収去			
			検体	不適検体	項目	不適項目	検体	不適検体	項目	不適項目
弁当・そうざい等 (給食施設の提供食品含む)	228	使用基準	179	18	0	0	52	4	9	0
		県指導基準			537	21			156	7
		その他			21	0			99	0
漬物	33	使用基準	26	1	60	0	4	0	16	0
		衛生規範			14	1			4	0
		その他			2	0			14	0
食鳥肉・食肉製品等	13	成分規格	8	1	38	1	2	0	0	0
		使用基準			0	0			0	0
		その他			9	0			10	0
魚介類等	50	成分規格	7	0	6	0	111	0	60	0
		使用基準			5	0			26	0
		暫定的規制値			0	0			8	0
		その他			5	0			443	0
清涼飲料水	13	成分規格	12	0	60	0	0	0	0	0
		使用基準			10	0			0	0
氷菓・アイスクリーム類等	15	成分規格	14	0	23	0	0	0	0	0
		その他			14	0			0	0
乳及び乳製品	3	成分規格	3	0	12	0	0	0	0	0
		使用基準			0	0			0	0
豆腐類	41	県指導基準	24	5	52	6	9	0	18	0
		その他			0	0			18	0
冷凍食品	13	成分規格	12	0	24	0	0	0	0	0
		その他			0	0			0	0
めん類	39	成分規格	16	0	48	0	13	2	0	0
		使用基準			2	0			0	0
		衛生規範			42	0			39	3
		その他			0	0			13	0
菓子類	93	使用基準	87	9	1	0	2	0	0	0
		衛生規範			105	7			0	0
		指導要領			14	0			0	0
		県指導基準			129	3			6	0
		成分規格			2	0			0	0
		その他			1	0			2	0
青果類	101	成分規格	42	0	4872	0	54	1	6364	1
		使用基準			0	0			8	0
野菜・果実加工品	13	成分規格	5	0	0	0	8	0	0	0
		使用基準			0	0			0	0
		県指導基準			15	0			24	0
		その他			10	0			8	0
卵（液卵を含む）	20	成分規格	6	0	36	0	7	0	4	0
		指導要領			0	0			4	0
		その他			15	0			32	0
		成分規格			0	0			0	0
食品添加物・調味料・みそ等	12	成分規格	11	0	0	0	1	0	0	0
		使用基準			60	0			3	0
		その他			0	0			5	0
輸入食品	35	成分規格	34	0	1616	0	0	0	0	0
		使用基準			7	0			0	0
		その他			3	0			0	0
アレルギー物質	7	その他	7	0	7	0	0	0	0	0
遺伝子組換え食品	10	その他	10	0	10	0	0	0	0	0
放射性物質	67	成分規格	84	0	84	0	15	0	15	0
その他	2	その他	2	0	6	0	0	0	0	0
ふきとり検査(設備器具等)	225	その他	0	0	0	0	203	0	812	0
合計	1,033		589	34	7,977	39	481	7	8,220	11

(検査区分)

成分規格と使用基準：食品衛生法第11条により、厚生労働大臣により定められたもの。成分規格と使用基準について、合わないものを販売等してはならないとされている。

規格基準：規格基準型の保健機能食品である栄養機能食品がその規格を満たしているかの検査。

※以上が適合しない場合は、法違反となります。

暫定的規制値：食品衛生法には、成分規格等定められていないが、通知等により規制値を定められている項目。(食品中のPCB、魚介類の水銀)

衛生規範、指導要領：食品衛生法には、成分規格等定められていない食品について、製品の要件として通知されている項目。

県指導要領：食品衛生法には基準のない食品について、奈良県独自で「食品衛生法で規格基準のない食品等の指導要領」を定め、指導している項目。(衛生規範で通知されているものを、県独自に基準を厳しく設定しているものもある。)

その他：上記に定められた項目以外にも検査を行い、業者指導の一つとしている。

(6) 農産物等モニタリング検査について

奈良県産の農産物等を対象として残留有害物質モニタリング検査の実施状況については、表9のとおりです。

表9 農産物等モニタリング検査の実施状況

食品等分類		検査区分	保健所収去			
			検体	不適検体	項目	不適項目
核果果実	梅	成分規格 (残留農薬)	5	0	580	0
ベリー類果実	いちご		16	0	1856	0
	ブルーベリー等		1	0	116	0
かんきつ類果実	みかん、オレンジ、レモン等		0	0	0	0
その他果実	柿		10	0	1160	0
	梨		0	0	0	0
	いちじく、ぶどう、メロン等		4	0	464	0
あぶらな科野菜	大和まな		2	0	232	0
	キャベツ、大根、水菜、白菜、小松菜、チンゲンサイ、ブロッコリー等		9	0	1044	0
うり科野菜	きゅうり、かぼちゃ、ゴーヤ等		0	0	0	0
きく科野菜	レタス、ふき、ごぼう等		0	0	0	0
せり科野菜	にんじん等		0	0	0	0
なす科野菜	なす、トマト、ピーマン等		16	0	1856	0
ゆり科野菜	結崎ネブカ		1	0	116	0
	ねぎ、玉ねぎ、アスパラガス、にら等		6	0	696	0
その他の野菜	えんどう、とうもろこし、ほうれん草、ずいき、生姜等		10	0	1160	0
いも類	じゃがいも、さといも等	17	0	1972	0	
計			97	0	11252	0

116農薬について、一斉分析を行った。

(7) 不良食品の発生状況について

食品衛生法第6条、第11条、第19条及び第20条の規定による不良食品の発生状況については、表10のとおりです。

表10 不良食品の発生状況

食品分類等		第6条				第11条				第19条	表示違反	その他	計
		腐敗 変敗	有毒 有害	微生物	異物 混入	成分 規格	製造 基準	保存 基準	添加 物 使用	表示 違反	食衛法・ 健康増進法 ・JAS法	有症 苦情 等	
食 品	1 菓子類				5					2		2	9
	2 乳及び乳製品												
	3 食肉及び食肉製品			1		1							2
	4 魚介類及びその加工品												
	5 冷凍食品												
	6 清涼飲料水				1								1
	7 調味料類				1					2			3
	8 豆腐及びその加工品											1	1
	9 めん類			1						1	1		3
	10 惣菜及びその半製品				1							2	3
	11 漬物									2			2
	12 鯨肉製品												
	13 弁当											1	1
	14 果実・野菜及び茶				1								1
	15 その他の製品				5					1	1		7
食品添加物及びその製剤													
器具及び容器包装													
合計				2	14	1			8	2	6	33	

- (8) 一斉取締りの実施について
 ア 厚生労働省が示す方針を踏まえて行った、食品、添加物の食品一斉取締り（夏期、年末）として、施設に対する監視、食品の検査を行いました。結果については表11のとおりです。

		夏期	年末
許可施設	平成25年度末現在施設数	15,391	
	立入検査延べ施設数	2,277	1,977
	施設基準違反	0	0
	管理運営基準違反	5	4
	製造基準違反	0	1
	表示基準違反	13	2
届出施設	平成25年度末現在施設数	15,401	
	立入検査延べ施設数	962	808
	施設不備	0	0
	食品取扱不良	13	5
	表示基準違反	3	0
食品の検査	検査件数	208	172
	腐敗・変敗等（第6条違反）	0	0
	成分規格違反（第11条違反）	0	1
	表示違反（第19条違反）	0	1
	要領等に基づく違反	16	7

- イ 奈良県下5カ所の保健所（葛城、桜井、郡山、吉野、内吉野）の食品衛生監視員により、観光地を中心に食品衛生許可施設629施設、届出施設113施設に対して立ち入り調査を行いました。結果については表12のとおりです。

	許可施設への立入数	届出施設への立入数	施設指導件数	表示違反発見数
4月	0	0	0	0
5月	162	16	0	0
6月	77	12	0	0
7月	64	0	0	0
8月	110	46	0	0
9月	91	24	0	0
10月	45	5	0	0
11月	7	0	0	0
12月	0	0	0	0
1月	0	0	0	0
2月	0	0	0	0
3月	73	10	0	0
合計	629	113	0	0

3 食中毒の発生状況について

平成25年度の県内（奈良市を含む）食中毒発生状況の概要は、表13のとおりです。
 また、食中毒関連調査として実施した細菌・ウイルス検査の実施状況は、表14のとおりです。

表13 食中毒の発生状況

No.	発生日	保健所	原因施設	概食者数	患者数	原因物質	事後措置
1	4/28	奈良市	飲食店	20	15	ノロウイルス	3日間営業停止
2	4/29	葛城	家庭	6	2	植物性自然毒	
3	5/6	桜井	飲食店	56	24	ノロウイルス	3日間営業停止
4	6/23	郡山	飲食店	18	7	カンピロバクター	2日間業務停止
5	9/30	奈良市	飲食店	81	14	ウェルシュ菌	3日間営業停止
6	10/8	葛城	飲食店	30	6	カンピロバクター	3日間営業停止
7	10/13	奈良市	飲食店	19	11	カンピロバクター	2日間営業停止
8	1/25	奈良市	飲食店	293	173	ノロウイルス	2日間営業停止
9	1/28	葛城	飲食店	425	79	ノロウイルス	4日間営業停止
10	2/11	奈良市	飲食店	19	14	ノロウイルス	2日間営業停止
11	3/2	奈良市	飲食店	4	2	カンピロバクター	2日間営業停止
合計 11件（県：5件、奈良市：6件）				971	347		

表14 食中毒関連調査における細菌・ウイルス検査の実施状況

月	検体数					検体数 合計	検査 項目数	食中毒原因菌等
	郡山 ^{HC}	葛城 ^{HC}	桜井 ^{HC}	吉野 ^{HC}	内吉野 ^{HC}			
4月	0	1	0	0	1	2	2	ノロウイルス
5月	0	0	26	0	0	26	95	ノロウイルス
6月	11	0	0	0	0	11	71	カンピロバクター、ウェルシュ菌
7月	0	3	0	0	0	3	19	ノロウイルス、腸管毒素原性大腸菌O6
8月	0	0	0	0	0	0	0	
9月	0	0	4	0	0	4	32	検出せず
10月	4	19	31	3	0	57	222	ノロウイルス、クドア・セプテンブクタータ、カンピロバクター、黄色ブドウ球菌、ウェルシュ菌
11月	6	2	0	0	0	8	32	ノロウイルス
12月	18	0	2	0	0	20	68	ノロウイルス、カンピロバクター
1月	12	5	6	4	0	27	111	ノロウイルス、サポウイルス、腸管凝集付着性大腸菌
2月	7	22	1	0	0	30	46	ノロウイルス
3月	0	2	16	0	0	18	99	ノロウイルス、サポウイルス、腸管毒素原性大腸菌O6
合計	58	54	86	7	1	206	797	

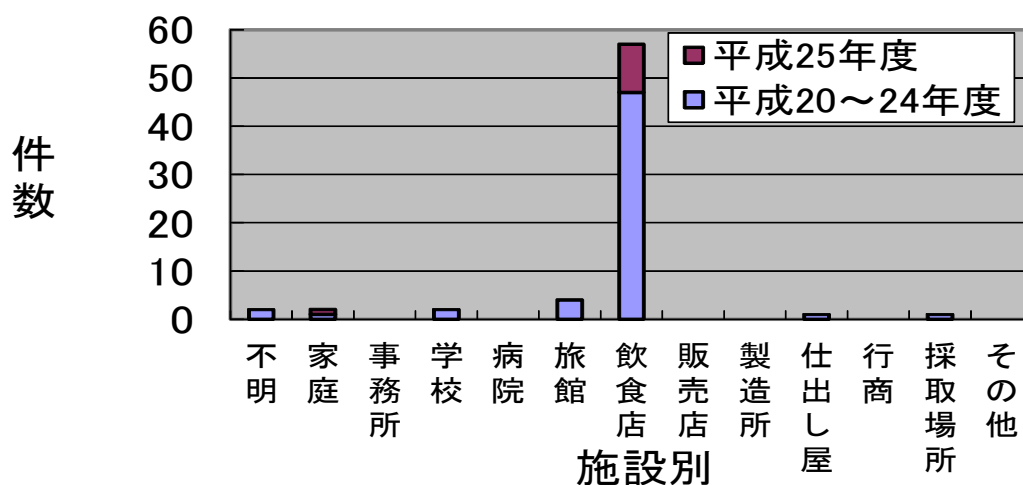
※食品、拭き取り及び検便等を含む。また、県外からの調査依頼分を含む。

(参考)

食中毒（施設別）の発生状況（過去5年及び25年度）

施設	不明	家庭	事務所	学校	病院	旅館	飲食店	販売店	製造所	仕出し屋	行商	採取場所	その他	合計
平成20～24年度	2	1	0	2	0	4	47	0	0	1	0	1	0	58
平成25年度	0	1	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	11

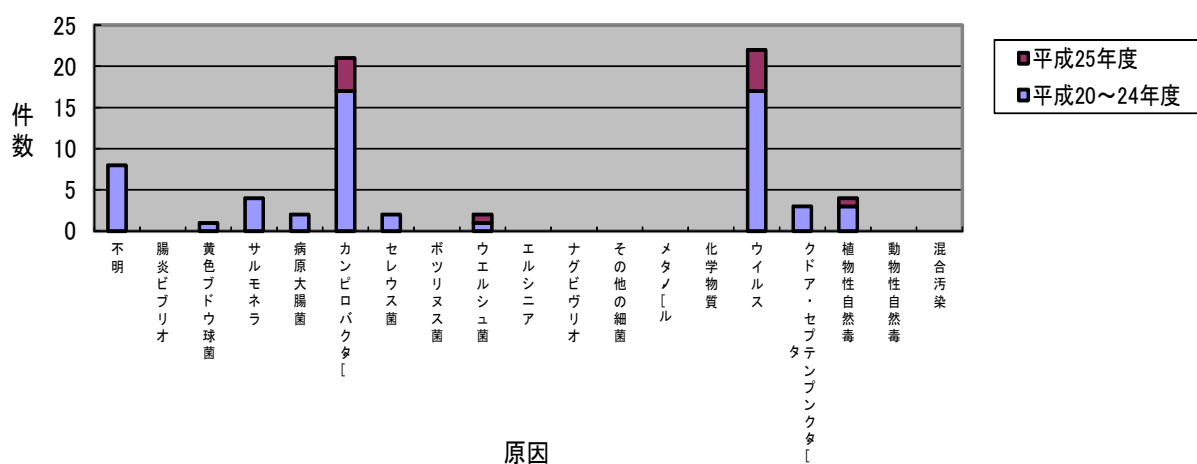
※奈良市を含む



食中毒（原因物質別）の発生状況（過去5年及び25年度）

原因	不明	腸炎ビブリオ	黄色ブドウ球菌	サルモネラ	病原大腸菌	カンピロバクター	セレウス菌	ボツリヌス菌	ウエルシユ菌	エルシニア	ナグビヴリオ	その他の細菌	メタノール	化学物質	ウイルス	クドア・セブテンブククター	植物性自然毒	動物性自然毒	混合汚染	合計
平成20～24年度	8	0	1	4	2	17	2	0	1	0	0	0	0	0	17	3	3	0	0	58
平成25年度	0	0	0	0	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	5	0	1	0	0	11

※奈良市を含む



4 食品衛生に係る講習会等の開催状況について

食品衛生法第3条第1項において、食品等事業者自らが、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得等が求められていることを踏まえ、各保健所が実施した各種講習会の開催状況については、表15のとおりです。また、食品衛生責任者の養成状況については、表16のとおりです。

表15 食品衛生に係る講習会の開催状況

講習内容	対象者別	開催数	参加人数
①食中毒の予防対策について ②食品衛生について ③食品表示について ④食品添加物について ⑤健康食品について ⑥食の安全・安心について ⑦衛生課の業務等について ⑧食品衛生責任者講習会	消費者	8	248
	事業者・給食関係者等	59	3,038
	学 生	22	1,119
合 計		89	4,405

表16 食品衛生責任者の養成状況（認定者含む。）

実施管内	受講者数	延べ受講者数	認証者数	延べ認証者数
	H25. 4. 1～H26. 3. 31		H25. 4. 1～H26. 3. 31	
郡山保健所管内	365	8,657	53	1,566
葛城保健所管内	266	9,124	9	1,103
桜井保健所管内	240	10,925	36	1,300
吉野保健所管内	27	2,250	7	261
内吉野保健所管内	0	1,590	5	190
奈良市保健所管内	259	16,522	18	2,170
合 計	1,157	49,068	128	6,590

5 食品関連の相談状況について

奈良県消費生活センター、消費生活センター中南和相談所及び各保健所の食の安全相談窓口寄せられた食品関連の相談状況は、表17-1 のとおりで食品分類別状況は、表17-2のとおりです。

表17-1 食品関連の相談状況

年 月	消費生活センター及び 中南和相談所	各保健所 の食の安全相談窓口
平成25年 4月	50件	19件
平成25年 5月	61件	20件
平成25年 6月	51件	13件
平成25年 7月	32件	16件
平成25年 8月	27件	11件
平成25年 9月	27件	19件
平成25年 10月	28件	20件
平成25年 11月	27件	19件
平成25年 12月	26件	17件
平成26年 1月	51件	17件
平成26年 2月	24件	23件
平成26年 3月	19件	13件
計	423件	207件
合計	630件	

表17-2 食品分類別相談状況

分類コード	食品分類	相談件数	分類コード	食品分類	相談件数
B 10	食料品一般	60	B 32	菓子類	36
B 21	穀類	19	B 33	飲料	40
B 22	魚介類	44	B 34	酒類	9
B 23	肉類	17	B 40	調理食品	64
B 24	乳卵類	11	B 51	健康食品	227
B 25	野菜・海草	26	B 52	食料品その他	51
B 26	油脂・調味料	9	その他		0
B 31	果物	17	合 計 (件 数)		630

6 表彰の実施状況について

衛生管理状況が一定水準以上である優良な施設等について、各保健所が実施した表彰の実績は、表18のとおりです。

表18 表彰の実施状況

表彰区分		表彰実績（保健所管轄別）						計
		郡山	葛城	桜井	吉野	内吉野	奈良市	
厚生労働大臣表彰	食品衛生優良施設							
	食品衛生功労	1	1				1	3
	調理師関係功労			2				2
知事表彰	食品衛生優良施設			1				1
	食品衛生功労	2	4	4	3	1	2	16
	調理師関係功労	1			1		2	4
合 計		4	5	7	4	1	5	26

7 食品衛生指導員による食品衛生巡回指導実施状況について

公益社団法人奈良県食品衛生協会の事業として実施した食品衛生指導員による自主的衛生管理の向上を目的とした巡回指導及び助言指導の実施状況は、表19のとおりです。

表19 食品衛生指導員の巡回指導実施状況

管 内		郡 山 保健所	葛 城 保健所	桜 井 保健所	吉 野 保健所	内吉野 保健所	奈良市 保健所	計
平成 25 年度	食品衛生指導員数	145	74	96	64	40	39	458
	活動食品衛生指導員数	137	74	87	63	40	34	435
	活動延日数	2,529	1,815	2,180	1,683	1,111	538	9,856
	指導施設数	9,754	4,552	6,050	4,389	3,431	1,895	30,071